平成２４年（フ）第７２００号
東京都板橋区本町14―９　土屋興産ビル３Ｆ
破産者　土屋　正晴
１　決定年月日　平成24年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２２３号
東京都板橋区上板橋１丁目26―３
破産者　設楽　幸一
１　決定年月日　平成24年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２２８号
東京都西東京市ひばりが丘１丁目２―１―709
破産者　西森　　章
１　決定年月日　平成24年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２２９号
東京都西東京市ひばりが丘１丁目２―１―709
破産者　西森　勝代
１　決定年月日　平成24年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２５０号
千葉県浦安市美浜５丁目１―408
破産者　川名久美子（旧姓森）
１　決定年月日　平成24年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３０３号
東京都江東区大島７丁目28―１―335
破産者　山本和三郎
１　決定年月日　平成24年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３号
青森県弘前市大字葛原字大柳３番地４
破産者　有限会社田村商事運輸
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第６５号
山形県東田川郡庄内町返吉字高口１番地、前住所山形県鶴岡市文園町７番75号
破産者　國井　雅人
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第４号
山形県酒田市北沢字仁枚田45番地の２
破産者　農事組合法人フラワーインスティルサポート
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第６４号
茨城県北茨城市磯原町磯原1900番地の12
破産者　有限会社創亜化成工業
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１１６１９号
東京都港区新橋６丁目22番１号
破産者　株式会社コンコード
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１６８号
東京都渋谷区渋谷１丁目17番２号　ＣＲＤＳｈｉｂｕｙａ１ｓｔ11Ｆ
破産者　株式会社シムホールディングス
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４４１号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目12―22―103エステ・シティ都
破産者　高橋　昭博
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２号
東京都日野市三沢４丁目19番地の12
破産者　株式会社アドバンス
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８４号
東京都日野市三沢４丁目19番地の12
破産者　倉田めぐみ
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３８４号
福井県福井市江上町第50号19番地
破産者　中川道路株式会社
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９５０７号
大阪市港区八幡屋１丁目５番４号　マンションフレール302号、事業所所在地大阪市住吉区長居２―１―28―202
破産者　プランドゥシステムこと　坂口　　幸
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１７０号
大阪市中央区久太郎町２丁目５番６号301号
破産者　株式会社コンフォール
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４５０号
大阪府東大阪市衣摺５丁目５番５号
破産者　淀川化成工業株式会社
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８５号
大阪市北区豊崎５丁目７番16号ＯＴＫビル６階、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区豊崎５丁目７番16号ＯＴＫビル５階
破産者　ハチノキ住宅株式会社
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８７号
大阪市中央区伏見町２―３―７大拓ビル14601号
破産者　株式会社Ｗｏｒｌｄ　Ｃｒｅａｔｅ
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３９号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目５番17―514号
破産者　株式会社マネジメントブレーンセンター
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部